

事務連絡
令和6年1月29日

一般社団法人 日本美容皮膚科学会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について（再周知）

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）あてに送付いたしました。この点、御了知のうえ、関係者に対する周知方よろしくご配慮願います。



事務連絡
令和6年1月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントに関する説明資料の改訂について（再周知）

美容医療サービス等の自由診療については、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について（再周知）」（令和4年8月8日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長通知）等により、インフォームド・コンセントの取扱いについて周知しているところです。

今般、糖尿病治療薬を適応外使用した自由診療の増加により、当該糖尿病治療薬の在庫が逼迫していること（参考（2）参照）及び痩身目的等のオンライン診療に係るトラブルが発生していること（参考（3）参照）を受けて、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関する説明用資料の改定について」（令和2年11月12日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の別添1（詳細版）及び別添2（簡易版）を別紙のとおり改訂しました。

消費者トラブルの未然防止のため、患者がインフォームド・コンセントに関する説明用資料を活用し、医療従事者等に追加の説明を求める等の対応が促進されるよう、貴庁内の関係部局及び貴管下の都道府県医師会等の関係団体とも連携した上で、地域住民へ周知いただくようお願いします。

（参考）

（1） 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセント

の取扱い等の徹底について（再周知）」（令和4年8月8日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000975767.pdf>

（2） 「GLP-1 受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼（その2）」（令和5年11月9日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001165743.pdf>

（3） 「痩身目的等のオンライン診療トラブーダイエット目的で数ヶ月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちますー」（令和5年12月20日公表資料独立行政法人国民生活センター通知）

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20231220_1.pdf

（4） 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関する説明用資材の改定について」（令和2年11月12日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001168955.pdf>